

2007年(平成19年)5月24日

株式会社 辰巳法律研究所
代表取締役 後藤 守男 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖

〒655-0022
神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内
TEL: 078 361 7234
FAX: 078 361 7228
URL: <http://hyogo-c-net.com>
〔連絡先〕 かけはし法律事務所
弁護士 亀井尚也
TEL: 078 361 9494
FAX: 078 361 9493

再 申 入 書

当NPO法人の申入書に対し、真摯なご対応をいただきましたことにつき、敬意を表します。

さて、貴社より過日頂きました「平成19年4月27日付回答書」について、その趣旨は概ね理解致しましたが、更に契約内容を適正化するとともに受講申込者に対して契約内容を明確化する見地から、以下のとおり善処されるよう申し入れます。

なお、本申入書に対する貴社の更なるご対応策について、お手数ですが、本書面到着後1ヶ月以内に文書にてご回答のうえ、あわせて新しい受講申込書、解約・返金規定等の資料をご送付いただきますよう、お願い申し上げます。

第1 再申入れの趣旨

1 解約事由について

変更後の規定中には「受講申込み後・・・解約の必要が生じた場合には・・・ご相談の上、解約等に応じさせていただきます」と記載されているが、「受講申込み後、理由の如何を問わず解約を認める」に変更して頂きたい。

2 変更後の規定の適用時期について

変更後の規定の適用時期を明らかにし、適用日以前の契約における解約処理について、現在の受講者及び受講申込者に対しても規定変更内容について文書で周知される措置を採らねたい。

第2 再申入れの理由

1 貴社回答書によると、変更後の規定では「精神的不調、健康上の理由、仕事上の理由、その他で解約の必要が生じた場合には、受付にお申し出下さい。ご相談の上、解約等に応じさせていただきます。」と記載されている。受講申込者による契約解除は理由の如何を問わずいつでも可能であるとするのが消費者契約法10条の帰結であると思われるが、

そうだとすれば、「解約の必要が生じた場合には」「ご相談の上」といった曖昧な文言を入れるのは、契約解除の申し出があった場合に「解約の必要性」についての判断や「ご相談」いかんにより貴社が申し出を受け付けないことがあるかのような誤解を与え、不適切と思われるため。

- 2 貴社回答書によれば、変更後の規定の適用時期については定かでないが、従前より個別事例に即し柔軟に解決することでお客様に一方的な不利益を与えない対応をしてきたとされている。そうだとすれば、現在の受講者及び受講申込者に対しても遡って契約内容を明確化する見地から、規定の変更内容について文書で周知される措置を採ることが必要であると思われるため。

以上